

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
延滞金の取扱い					
1	金融機関	資料1	項番2、3	<p>金融機関の窓口収納時に延滞金の徴収を行うためには、金融機関は納付書1件1件ごとに延滞が発生しているか否かを目視で確認し、延滞が発生している場合には地方団体に問合せを行い、手作業により複雑かつ多様な計算方法で延滞金の計算を行って、納付書の金額を訂正して処理しなければなりません。この場合、地方税統一QRコードを読み取って処理することは不可能（手書きで訂正した金額を基に手入力でデータ作成を行うことが必要）となります。</p> <p>都道府県や市など規模の大きな地方団体が、本検討会資料の「従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません」という回答を抛り所に、延滞金の徴収を指定金融機関等に対して求めるようなことがあれば、地方税統一QRコード付き納付書であっても同コードの読取りを行わない処理慣行が広まりかねません。「従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません」との記載を残すことは例外を認めることとなりますが、一団体に例外を認めるとそれを理由に近隣の他団体も同様の取扱いを求めることが容易に想像されます。この場合、地方団体と指定金等の関係を考慮すれば、指定金等がそれを拒否することは実質的に困難となり、全ての団体に対して例外の取扱いが広がり、地方税統一QRコードの導入による税公金収納のDX化の意義が失われてしまうことが危惧されます。</p> <p>地方税の延滞金の徴収は、そもそも指定金融機関の受託業務ではなく、これまでの我が国の書面・押印・対面を前提としたアナログ処理の文化の中で、地方団体との関係に配慮して協力して対応してきたものであり、地方税統一QRコードの導入によって税公金収納のDX化を目指す時代においてはもはや対応すべきものではないと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、例外対応が安易に認められるとの誤解を生むような表現は削除いただき、各地方団体に対しては、地方税統一QRコードの導入の趣旨に沿った対応をしていただくよう周知・徹底をお願いいたします。</p>	<p>【事務局】</p> <p>地方税統一QRコードを活用した金融機関窓口における特定徴収金の収納においては、令和3年6月の「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」のとおり、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない」こととしており、延滞金については、令和4年1月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ」のとおり、「地方団体は…当該延滞金に係る納付書を別途発行する」こととしています。</p> <p>一方で、地方自治法第235条の規定により、各地方団体の公金の収納・支払いの事務の取扱いについては各地方団体が指定する金融機関において行うことが原則とされている以上、各地方団体と各指定金融機関等の間で、個別に延滞金等の取扱いを決めていただくことについては、妨げられないものという認識です。</p>
ゆうちょ銀行における取扱い					
2	地方団体	資料1	項番8、13	<p>資料1 3ページ 項番8 に</p> <p>「QRコードを印刷している場合: ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センターQRコードを印刷していない場合: ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター等と用紙に刷込印刷する。」とあります。</p> <p>他方、資料1 5ページ 項番13には、</p> <p>「当行で地方税統一QRコード処理が可能となるのは2023年5月以降ですが、2023年4月であっても郵便局、ゆうちょ銀行窓口で地方税統一QRコード対応の納付書による公金納付を受付けます。」とあります。</p> <p>納付書が実際いつ使用されるのかは分からないため、2023年4月に印刷する納付書についても（仮に4月中に使用されるのであっても）取りまとめ金融機関名は、公金QR受持貯金事務センターでよいという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この場合は5月まで納付書を溜めておき、5月以降にまとめて処理をする想定なのでしょうか。実際に徴収金額はどのように自治体に入金されるのでしょうか。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>2023年度（令和5年度）から地方税統一QRコードを印刷される納付書の取りまとめ店欄は「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」の表示をしてください。</p> <p>2023年4月から地方税統一QRコードによる収納開始までは、資金決済も含めて、従来どおりの処理（収納代理金融機関の処理）を行います。</p> <p>納付書を留め置くことはせず、取りまとめ終了後、指定金融機関様等にお送りします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
MPN推進協議会・運営機構提出資料関係					
3	金融機関	資料1	項番15	<p>納付書の券面情報から一括消込データを手入力する場合は入力区分を「01」にするとあり、一方でQRコード破損（読取不能）時に83桁情報もしくはQRコードの提供あった場合には、入力区分は「06」（OCR）にするとあります。83桁情報は、券面情報以外は固定値でCD1、CD2も99固定値となっており（【資料3-2】レコードフォーマットに関するQA（JAMMO・JAMPA）のP.3～4参照）、券面情報に基づいて手入力し83桁情報を作成した場合は、CDの計算は不要、入力区分は「01」（手入力）という理解でしたが、認識相違ございますでしょうか。入力区分「01」と「06」を設定する場合分けの違いが、番号15の回答からは分らなかったため確認したいものです。</p>	<p>【MPN運営機構】 【資料3-2】レコードフォーマットに関するQA（JAMMO・JAMPA）のP.3～4の説明は、P.1の「QRコード破損（読取不能）時の取扱い ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考」を受けたものとなります。QRコード破損（読取不能）時のみ、固定値99となります。</p>
4	金融機関	資料1	項番19	<p>MPNヘッダー部の仕様変更について、当行のシステム設計は終わっており、現時点で対応できません。当初の条件のとおりをお願いします。（ALL半角スペース）</p>	<p>【MPN運営機構】 改めて第5回QR活用検討会【資料8-2】の記載内容に誤りがあったこととお詫び申し上げます。 ・MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」の記載変更は仕様変更ではなく、MPNインタフェース仕様書からの引用が誤りがあったためです。 ・MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」は当初の条件（53桁をALL半角スペース）でも問題ないことが確認できたため、現時点では貴行に対応いただくことはなくなりました。ただし「口座振替データ伝送サービス」が実施されることになった場合には、ご変更対応をお願いします。</p>
5	金融機関	資料3-1	1	<p>（意見） 「設定内容」が「未使用」ですが、修正対応は必要でしょうか。修正未対応でも影響がないようであれば、未使用項目のため、対応不要ではと考えております。 「設定内容」が今後「使用」に変更になる予定はあるのでしょうか。</p> <p>（理由） 「属性」については訂正前のALL半角スペースで既に対応済みのため。</p>	<p>（背景） ・MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」はMPNの「口座振替データ伝送サービス」用に用意された項目となります。現在、同サービスは利用されておらず、MPNセンタで後続処理はない状況です。そのため、「53桁をALL半角スペース」でも問題ないです。ただし、今後同サービスを利用したいという機関が登場した時には、「36桁の半角ゼロ+8桁の半角スペース+9桁の半角ゼロ（合計53桁）」へのご変更をお願いさせていただきます。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
6	金融機関	資料1	項番19	地方税共同機構のみの一括消込データを送信する時は「1」を選択可能とあるが、当行は常に「0」を設定します。認識相違があればご教示願います。	<p>【MPN運営機構】 貴行からの一括消込データを送信いただく時に、送信日とMPN取扱日が一致するように運用いただく場合には、常に「0」を設定いただくことで問題ございません。</p>
7	金融機関	資料3-2	-	<p>本資料の他、日本マルチペイメントネットワーク運営機構「マルチペイメントネットワークインタフェース仕様書」（第4.8版）も併せて確認しているところですが、</p> <p>(1)データ項目の論理チェックはMPNヘッダ一部とエンドレコードに対してのみ行い、サブファイルについては、レコード構成（存在と順序チェック）と物理サイズの整合確認のみと認識しましたが、この理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2)「チェックでエラーとなった場合、エラーの情報を含むファイルまたはサブファイルは収納機関に中継しない」とあります。</p> <p>この場合、エラー発生時の金融機関の再送動作は、MPNからのエラー通知を受けて、</p> <p>①エラーを訂正した後、改めて全データを再度送信する（洗い替え）</p> <p>②エラーを訂正した後、エラーを起こしたサブファイルだけで一括伝送データを再作成して送信するの2パターンの対処動作を行う事が求められているとの理解で正しいでしょうか。</p> <p>この場合、オペレーショナルリスク低減の観点から運用現場での判断事務を最少化するために、①の洗い替え方式のみで対応したいと考えておりますが、可能でしょうか。</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>(1)サブファイルは以下のチェックも行っております（MPNインタフェース仕様書 p5-85）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヘッダレコード <ul style="list-style-type: none"> ・収納機関コード：有効な収納機関コードであること、送信対象の収納機関コード向けのファイル通番が1日の上限に達していないこと ・金融機関コード：有効な金融機関コードであること ○データレコード <ul style="list-style-type: none"> ・収納金額：0以外の数値であること ・収納金額以外の各種金額：数値であること ○トレーラコード <ul style="list-style-type: none"> ・各種の金額合計：データレコードの各種の金額を合計した値と一致すること <p>(2)（前提）エラー時の対象範囲が当該ファイル全体をエラーとする場合は、ファイル全体が収納機関に中継されず、また、クリアリング対象にもなりません。当該サブファイルをエラーとする場合は、エラーとなったサブファイルのみが収納機関に中継されず、残りのサブファイルは収納機関に中継され、中継された消込データはクリアリングの対象になります。</p> <p>（MPNセンタと直接接続している金融機関の場合）エラー時の対象範囲が当該ファイル全体をエラーとしている場合は①、当該サブファイルをエラーとしている場合は②の対応を行っていただく必要がございます。</p> <p>（MPNセンタに金融機関共同センタを経由して接続されている金融機関の場合）金融機関共同センタを経由して接続されている金融機関は、MPNセンタから共同センタに対しチェック結果データを送信しますが、共同センタ側でそのMPNチェック結果データをどう取り扱っているのかはMPNセンタではわかりませんので、MPNチェック結果データの運用はご利用の共同センタにも確認頂く必要があります。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
「eLマーク」について					
8	金融 機関	資料 1	項番 33	eLマークがあっても、地方税統一QRコードがないパターンもあるとのことですが、逆に、地方税統一QRコードの印字があれば、eLマークも必ず記載されているとの理解でよいでしょうか。	【地方税共同機構】 地方税統一QRコードの印字がある納付書には、原則eLマークが記載されます。
9	金融 機関	資料 1	項番 33	共通納税にも対応しないものには、eLマークを入れないとの考えでよいでしょうか。 QR対応する納付書、QR対応しない納付書を一律のフォーマットで印刷する場合、QRコードにも共通納税にも対応しない納付書（納付書にeL番号を表示しないもの）については、一律eLマークを印刷しないとの対応でよいでしょうか。（地方税共同機構様からお示しいただいた、eLマークを「*」、「=」で抹消する対応ができないと地方団体様から言われた場合です。）	【地方税共同機構】 共通納税システムに対応しない納付書には、eLマークは記載されません。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
証券の取扱いについて					
10	金融機関	資料1	項番43	<p>地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納の開始当初においては、小切手を持参して地方税統一QRコード付き納付書による納付を希望する納税者も出てくると思いますが、これまで納付できていたものができなくなるため、納税者の理解をスムーズに得られないこともあると考えています。</p> <p>証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明したうえでも、なお、そのまま他店券支払いを納税者が強く希望する場合は、納税者の利便性維持の観点から、地方税統一QRコード付き納付書であって、地方税統一QRコード無しの納付書として持ち出す（一括伝送しない）例外的な取扱いを準備したいと考えますが、この点についてご見解・ご示唆を頂戴したく存じます。</p>	<p>【事務局】</p> <p>金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書に係る地方税については、原則として当該QRコードを活用しeLTAX経由で収納されることを想定しており、令和4年3月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）」のとおり「eLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わない」こととしています。他方、証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明いただいたうえでも、証券による取扱いを納税者が希望される場合には、納税者の利便性の観点から、金融機関側の判断により、ご指摘のような取扱いを準備いただくことを妨げるものではありません。</p>
11	金融機関	資料1	項番43	<p>証券の取扱いについては、歳入金と公金QRの納付書を1枚の証券で同時に納付される納税者がいると考えます。本件ケースでは窓口での受付けをお断りする必要があります。この点について、日本銀行様への情報提供をお願いします。</p> <p>また、制度上の変更点として、地方団体様、納税者様に理解浸透が図られるよう対応をお願いします。（受付けをお断りする金融機関窓口で納税者の苦情対応が発生しないよう対応をお願いします。）</p>	<p>【事務局】</p> <p>日本銀行に対する歳入金の納付は、地方税の納付とは異なるものであり、納付者が証券による支払いを希望するのであれば、それに従ってご対応いただくべきかと考えます。</p> <p>なお、地方税統一QRコードが印字された納付書に係る地方税については、原則として当該QRコードを活用しeLTAX経由で収納されることを想定しており、令和4年3月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）」のとおり「eLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わない」こととしています。他方、証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明いただいたうえでも、証券による取扱いを納税者が希望される場合には、納税者の利便性の観点から、No.10のような取扱いをご検討いただくことを妨げるものではありません。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
金融機関における地方税統一QRコードの読取りテストについて					
12	金融機関	資料4	-	印刷会社と意見交換している際に、印刷会社が印刷するQRコードと地方団体が自ら印刷するQRコード（転入者等向け）が存在するとの情報をもらいました。 読取テストでは、より印刷精度の低いものをテスト対象とすることを検討願います。	【事務局】 読取りテストの対象帳票については、各地方団体・各金融機関との協議において決めていただければと思いますが、実際に用いられる可能性のある納付書と極力同一のもので読取テストを実施いただければと思います。
13	金融機関	資料4	3	参考例①・②において、「1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談」とされているが、本連絡調整（読み取りテスト実施の依頼・相談）に係る連絡を最初に行うべき主体は、基本的に次のとおりの理解でよいか。 イ)地方団体向け「QR対応・検討状況調査」における地方団体の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」における「①指定金融機関」や「②指定金以外の追加的な読取りテストを行う場合、依頼予定の金融機関」として金融機関の名称が挙げられている場合 → 地方団体から金融機関に対して読取りテスト実施の依頼・相談に係る連絡を行う。 ロ)金融機関向け「QR対応・検討状況調査」における金融機関の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」における「②指定金先となっていない場合、最も地方税の取扱い件数が多い地方団体」・「③指定金及び②以外で追加的な読取りテストを行う地方団体」として地方団体の名称を挙げている場合（地方団体向け調査の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」において「②指定金以外の追加的な読取りテストを行う場合、依頼予定の金融機関」として金融機関の名称が挙げられている場合を除く） → 金融機関から地方団体に対して読取りテスト実施の依頼・相談に係る連絡を行う（金融機関側のみが読取りテスト実施を希望しているため、金融機関から地方団体に連絡を行う）。なお、金融機関が上記「②指定金先となっていない場合、最も地方税の取扱い件数が多い地方団体」・「③指定金及び②以外で追加的な読取りテストを行う地方団体」として地方団体の名称を回答した場合であっても、地方団体向け調査の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」において、「②指定金以外の追加的な読取りテストを行う場合、依頼予定の金融機関」として金融機関の名称が挙げられている（金融機関・地方団体双方が読取りテストの相手先として希望している）場合は、地方団体から金融機関に対して読取りテスト実施の依頼・相談に係る連絡を行う。	【事務局】 ご認識のとおり、基本的には、 ・地方団体側が追加的なテスト希望先として調査に回答している場合は、地方団体から金融機関に対して依頼・相談。 ・地方団体側が追加的なテスト希望先としていない金融機関で金融機関側は当該地方団体とテストを希望する場合は、金融機関から地方団体に対して依頼・相談。 という流れを想定していますが、必ずしもこれに限定されるものではありません。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
14	金融機関	資料4	3	参考例①・②の2. では、「…地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付…」とされているが、例えば、読取りテストを行う金融機関が指定金融機関以外の場合には、地方団体と調整のうえ、一部の税目のみテストを行うことも可能（必ずしも全ての税目の納付書のテストを行う必要はない）との理解でよいか。	【事務局】 地方団体と金融機関の双方の状況により、対応できる範囲は異なると考えますので、納付書の種類等含め、テストの詳細については、双方の調整により、適切に行ってください。
15	金融機関	資料4	3	参考例①・②の2. では、「データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する」とされている。『データ項目』とは、参考例②の3. に記載のとおり『83桁情報』を、『実際のものと同様の値』とは、『納付書に印字された83桁情報と、納付書のQRコードを読み取った際に抽出した83桁情報が同一の値』となることを指すとの理解でよいか。	【事務局】 「データ項目」については83桁情報に限らず、地方税統一QRコードに格納される項目（5桁のCRC等）も含めた意図になります。また、「実際のものと同様の値」とは、ダミー値（全て半角1を仮入力等）ではなく、実際の納付書情報に近い値を設定していただくイメージになります。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
地方税統一QRコードの各種テストについて					
16	地方 団体	資料 4	1	<p>①金融機関窓口納付を想定した一気通貫テストについて</p> <p>金融機関におけるQRコードの読み取りテストとは別に、（対象機関、数量等は限定的でもよいが）地方団体がQR付き納付書を作成するところから、金融機関、地方税共同機構を通じて、当該納付書に係る税基幹システムへの収入の消込処理までの全体を通した一気通貫のテストを地方税共同機構が計画する総合連動試験において実施したいと考えております。</p> <p>上述のテスト計画に係る方針等についても金融機関による地方税統一QRコード読み取りテストと同様にお示しいただきたい。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>ご質問のようなテストへの対応は予定していません。</p> <p>団体連動試験において、金融機関窓口での納付を想定した試験データを地方団体に提供することを予定していますので、税基幹システムでの消込処理のテストには当該試験データをご活用いただくなど、現在お示ししている試験計画でのご対応をお願いします。</p> <p>団体連動試験の考え方や内容については、地方団体向けのQAなどを通じて周知いたします。</p>
17	金融 機関	資料 4	1	<p>地方税統一QRコード付き納付書の読取テストについては、一部地方団体より、金融機関による読取りから地方団体への納付情報送信までの一貫したテストを要請されるケースがあります。</p> <p>限られた準備スケジュールの中で、部分ごとのテストしか実施できない旨を説明していますが、本検討会事務局や地方税共同機構からも、本件について地方団体への周知をお願いいたします。</p>	<p>【事務局】</p> <p>第6回検討会資料4「金融機関による地方税統一QRコード読み取りテストについて」1ページ目のおり、「限られたスケジュールのなかで効率的に…確認を行う必要があるため…一連の流れを一貫して確認するのではなく…それぞれの関係者間においてテストを実施する」こととしています。</p> <p>上記のとおり、一貫したテストを行う体制は整えられていないため、それぞれのテストの中で、必要な確認を行っていただきますよう、お願いいたします。</p>
18	地方 団体	資料 4	1	<p>②キャッシュレス収納に係るテストについて</p> <p>地方税共同機構が示す団体連動試験計画書においては、地方税お支払サイト（クレジット、MPN）に係るテストケースのみを記載されております。</p> <p>納税者がスマホ決済アプリ払い等、キャッシュレスで納税した場合についても、①と同様の一気通貫試験を実施したいと考えておりますので、ご検討いただきたい。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>ご質問のようなテストへの対応は予定していません。</p> <p>団体連動試験において、スマホ決済アプリでの納付を想定した試験データを地方団体に提供することを予定していますので、税基幹システムでの消込処理のテストには試験データをご活用いただくなど、現在お示ししている試験計画でのご対応をお願いします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
その他					
19	金融機関	その他	-	<p>地方団体様からの地方税統一QRコードに関するアンケートについて 地方団体様からアンケートをいただいています。回答を求められている内容が地方税統一QRコード活用検討会で整理・公表された内容です。金融機関の負担になるため、同様のアンケートを実施しないよう地方団体様に周知をお願いします。</p>	<p>【事務局】 地方団体には、地方税統一QRコード活用検討会の検討内容や、本年6月に取りまとめた各金融機関における「QR対応・検討状況調査」の結果についてこれまでも周知していますが、今後も適切に制度開始の準備ができるよう、検討会で整理・公表された内容や各種調査結果について、随時、地方団体に周知してまいります。</p>
20	金融機関	その他	-	<p>納付書作成基準に則らない独自帳票の取扱い 一部の地方団体様において、地方税統一QRコード対応をする納付書で、「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則らない独自帳票を作成予定であることが判明しました。 当行としては以下の対応を行う方針ですので、情報共有等をいたします。 ア 「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則って納付書を作成いただくよう該当の地方団体様に要請 イ 独自帳票の場合、当行店舗、郵便局（簡易郵便局を含む）窓口での受付をお断りするところがある ウ 制度開始当初は何らかの事情で独自帳票とする場合でも、次年度からは基準を満たす納付書とするなど暫定的な対応としてもらいたい旨、総務省様、地方税共同機構様へ要望 エ 地方税統一QRコード活用検討会に参加する金融機関等への情報提供 ※ウ、エは本件意見の提出を持って要望、情報提供とさせていただきます。</p>	-
21	金融機関	その他	-	<p>令和5年4月当初から地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応しない金融機関が当該納付書による納付を受け付けた場合、および地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応している金融機関であっても同QRコードの読取りエラーで指定金融機関に取り次ぐ場合、当該納付書が非QR納付書扱いとして指定金融機関へ持ち込まれると認識しています。 このようなケースにおいて、指定金融機関における事務ミス（非QRとして扱わなければならないのに、誤って地方税統一QRコード付き納付書として扱ってしまうこと）を懸念しています。事務ミス防止のため、受け付けを行った金融機関が指定金融機関へ送付する際は、地方税統一QRコードをマスキングする等、非QR納付書扱いであることが明確に分かるような表示をすることをルール化していただけないでしょうか。</p>	<p>【事務局】 令和5年4月当初から地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応しない金融機関においては、既存の指定金契約や収納代理契約にもとづき収納を行うこととなるところ、同金融機関から指定金融機関に送付された納付書は、自金融機関で受け付けした地方税統一QRコード付き納付書とは別に管理がなされるものと考えられます。 このため、ご指摘の懸念は必ずしも発生するものではないと考えられることから、ルールとして整理する対応はいたしません。個別の対応を行うことを妨げるものではないかと考えております。 なお、令和5年4月当初からの地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応することが困難な金融機関においては、当該納付書を受け入れるにあたって、これを電子的に処理することが困難な場合には、①既存の指定金・収納代理契約にもとづく納付、または②指定金・収納代理契約がない場合の指定金等への取次ぎ（その後、既存の指定金契約等にもとづく納付）のいずれかで対応されるものと考えております。また、③QR対応している金融機関がQR読取りエラーにより納付書の搬送を選択した場合も、①または②と同様の対応を行う整理（令和4年1月「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間とりまとめ」参照）としております。</p>